

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年10月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

認定こども園世田谷区立多聞幼稚園及び世田谷区立多聞小学校調理業務等委託

(2) 業務内容

認定こども園世田谷区立多聞幼稚園（以下「多聞幼稚園」という）及び世田谷区立多聞小学校（以下「多聞小学校」という）の園児・児童に安全でおいしい給食を提供する。

業務内容等は以下のとおり。

検収補助

給食の調理（作業工程表の作成）

盛付け及び配膳（配食）

食器具等の洗浄・消毒・保管

給食調理業務関連施設整備の清掃及び日常点検

残菜及び厨芥の処理

給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

(3) 履行場所

認定こども園 世田谷区立多聞幼稚園 世田谷区三宿2 - 25 - 9

世田谷区立多聞小学校 世田谷区三宿2 - 26 - 11

(4) 委託期間

平成28年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

受託事業者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、各年度における本事業予算配当があること。また、受託校より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

(5) 提案限度額

42,076,000円（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

2 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録があること。
- (2) 東京都内又は神奈川県内に従事者が常駐し、緊急時の対応が迅速に取れる本社又は支店等があること。
- (3) 100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。
- (4) 平成25年度以降、世田谷区内において150名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を各年度5校以上受託した実績があること。
- (5) 平成25年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
- (7) 世田谷区から指名停止の措置を受けている事業者でないこと。
- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、次の基準に基づき審査及び評価を事務局で行い、選定された場合、選定されなかった場合に係わらず全事業者に対し招請通知又は非招請通知を発送する。

- (1) 給食の意義や特色を十分理解し、積極的に協力することができる事業者であること。
- (2) 衛生管理、安全管理、給食の意義等について、パート社員を含め十分な従事者教育及び研修体制が確立されていること。また、十分な教育及び研修が行われた従事者の配置が可能であること。
- (3) 従事者の健康管理が十分に行われていること。
- (4) 従事者に欠員や欠勤者が出た場合にあっては、速やかに代替従事者の確保が可能であるなど、柔軟な対応能力を有していること。

4 事業者を選定するための評価基準

- (1) 学校給食調理業務受託実績
- (2) 人員体制（調理師・栄養士の在籍人数、経験年数 等）
- (3) 人事対応（チーフ・サブチーフ昇任までの登用年数 等）
- (4) 経営状況
- (5) 衛生管理・安全管理
- (6) 緊急時対応
- (7) アレルギー対応
- (8) 研修・教育体制

(9) 幼稚園・小学校の連携について

5 ヒアリングの実施

提案書の提出後、提案書について評価を行い、すべての提案書提出事業者に対して、次のとおり提案書等の内容説明及び質疑応答を行うためのヒアリングを実施する。提案書等の提出書類及びヒアリングの内容を取りまとめ、業者選定委員会で審議した上で受託事業者を決定する。

(1) ヒアリング実施日時

日時：12月上旬日時

会場：未定

(2) ヒアリングの内容

- ・提案内容の説明
- ・質疑応答

6 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係

(世田谷区役所第2庁舎3階31番窓口)

電話：03-5432-2696 FAX：03-5432-3029

E-mail：SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成27年10月14日(水)～10月28日(水)

場所：上記(1)の担当部課に同じ。または世田谷区ホームページ上。

方法：希望者に無償で配布する。

(3) 参加表明書の受領期限、場所及び方法

期限：平成27年10月28日(水) 午後5時まで(必着)

場所：上記(1)の担当部課に同じ。

方法：書留又は特定記録郵便により郵送すると共に電子データ(会社概要等除く。)を上記(1)のメールアドレスに併せて送信すること。

(4) 招請通知の発送

平成27年11月4日(水)までに郵送

なお、非招請通知を受けた場合、通知から7日以内(閉庁日を除く。)に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

(5) 提案書の受領期限、場所及び方法

期限：平成27年11月25日(水) 午後5時まで(必着)

場所：上記(1)の担当部課に同じ。

方法：書留又は特定記録郵便により郵送すると共に電子データを上記（１）のメールアドレスに併せて送信すること。

提案書に関する質疑がある場合は、平成２７年１１月４日（水）～１１月１１日（水）午後５時までの間に電子メール若しくはファクシミリにより上記（１）の担当部課へ質問票を送信する。質疑に対する回答は平成２７年１１月１３日（金）までに全事業者に対して、電子メール又はファクシミリにより回答（周知）する。

７ その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金 免除
- （３）契約の締結 第２回目以降の業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算が議会で議決された後に締結する。
- （４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- （５）企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- （６）区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- （７）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- （８）区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- （９）企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- （１０）提出された企画提案書は返還しない。
- （１１）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （１２）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- （１３）本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。
- （１４）詳細は説明書による。